

令和5年度塩竈市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度塩竈市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	26,331 戸
(2) 年間総給水量	6,893,182 m ³
(3) 一日平均給水量	18,885 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
第7次配水管整備事業	162,782 千円
第2次老朽管更新事業	189,214 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	水道事業収益		1,653,204 千円
	第1項 営業収益		1,552,107 千円
	第2項 営業外収益		101,095 千円
	第3項 特別利益		2 千円
		支	出
第1款	水道事業費用		1,599,094 千円
	第1項 営業費用		1,491,289 千円
	第2項 営業外費用		102,604 千円
	第3項 特別損失		201 千円
	第4項 予備費		5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額542,421千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額40,851千円、当年度分損益勘定留保資金428,315千円、減債積立金73,255千円で補てんするものとする)。

		収	入
第1款	資本的収入		341,304 千円
	第1項 企業債		253,000 千円
	第2項 負担金		6,584 千円
	第3項 出資金		26,161 千円
	第4項 補助金		54,568 千円
	第5項 開発負担金		990 千円
	第6項 固定資産売却代金		1 千円
		支	出
第1款	資本的支出		883,725 千円
	第1項 水道改良費		116,729 千円
	第2項 第7次配水管整備事業費		162,782 千円
	第3項 第2次老朽管更新事業費		189,214 千円
	第4項 企業債償還金		410,000 千円
	第5項 予備費		5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
塩竈市水道事業施設整備基本計画策定業務委託	令和6年度	85,239 千円
水道設計積算システム賃貸借	令和6年度から令和9年度	22,084 千円
電子複写機賃貸借	令和6年度から令和10年度	15,102 千円
公用車両再リース(令和5年度分)	令和6年度から令和7年度	1,955 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
第7次配水管整備事業費 第2次老朽管更新事業費	千円 141,000 112,000	証書借入	% 5.0以内	借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用
- (2) 資本的支出第1款資本的支出のうち、第1項水道改良費、第2項第7次配水管整備事業費、第3項第2次老朽管更新事業費、第4項企業債償還金に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 266,581 千円
- (2) 交際費 10 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,672千円と定める。

令和5年2月15日提出

塩竈市長 佐藤 光樹